

神奈川県立岸根高等学校の体育館の開放のお知らせ

次のとおり、体育館の施設開放を行います。

1 開放日及び開放時間

月曜日～木曜日 19：00～21：00

ただし、年末年始及び閉庁日を除きます。

その他、学校行事により開放できない日があります。

2 開放施設における運動種目及び貸出用具

バスケットボール

手動式のバスケットボールゴールのみ

3 開放開始日

令和6年7月1日（月）

4 施設利用上の注意事項

別紙のとおり

5 団体登録

施設利用を希望する団体は、事前に団体登録をしてください。

団体登録は必ず来校のうえ、提出してください。その際、鍵の受け渡しなど、利用にあたっての説明をします。

6 利用申込

利用希望月の前月の20日までが利用申込期限となっています。利用申込はFAXでも構いません。

（令和6年7月分の利用申込は、令和6年6月20日（木）までです。）

7 電気代実費相当額の納付

体育館の照明設備の利用について、利用単位1回（2時間）440円（消費税込）の電気代実費相当額を納付していただきます。利用した月の翌月に納付書を利用団体の責任者に送付しますので、必ず納付期限までに納付してください。

問合せ先

事務室

電話番号 045-401-7872

FAX 045-402-8406

体育館施設利用上の注意事項

- 1 利用承認をした施設以外には立ち入らないでください。
- 2 県立学校は**校内及び敷地内は全面禁煙**となっていますので、**メンバー全員への周知徹底**をお願いします。また、敷地内の駐車場に駐車した車内での喫煙も禁止しています。
- 3 近隣住民の迷惑になりますので、路上駐車は絶対にしないでください。
- 4 体育館内での食事は禁止しています。
- 5 校内及び敷地内でのアルコール類の飲み物も禁止しています。
- 6 更衣室はありません。
- 7 貴重品は利用団体で責任をもって管理してください。
- 8 履き物は体育館に適したものを使用してください。
- 9 トイレは1階にあります。体育館履きのままトイレに行かないでください。
- 10 施設利用後は清掃を行い、利用団体が持ち込んだゴミ等は放置せず、お持ち帰りください。また、校内のゴミ箱には捨てないでください。
- 11 施設利用中は、負傷等の事故に十分注意してください。施設利用中の負傷等については、利用団体の責任において適切に処置してください。
- 12 利用団体の責任者は、施設・設備・用具等を破損又は紛失したときは、翌開庁日に学校に連絡してください。原状に復するための経費について弁償の責任を負っていただく場合がありますので、ご承知おきください。
- 13 施設利用後は**必ず消灯し、体育館出入口及び正門の施錠**を確実にしてください。
- 14 体育館の照明設備につき、電気代実費相当額をお支払いいただきます。利用単位1回（2時間まで）440円（消費税込）がかかります。利用団体の責任者に納入通知書を送付しますので、必ず納付期限までに金融機関（ゆうちょ銀行は除く。）で納付してください。